平成26年12月16日 市 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、北本市(以下「市」という。)が掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載できるもの)

- 第2条 広告を掲載することができる印刷物等(以下「広告媒体」という。)は、 次に掲げるとおりとする。
 - (1) 広報きたもと
 - (2) 市ホームページ
 - (3) その他市長が広告掲載を認めるもの

(広告掲載の基準)

- 第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連するものであって、次の各号のいずれ にも該当しないものとする。
 - (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に関するもの
 - (3) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
 - (4) 社会問題等についての主義主張(意見広告)
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (6) その他広告として広告媒体に掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

- 第4条 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。
 - (1) 第1順位 公社、公益法人及びこれに類するもので、市内に事業所等を有するもの
 - (2) 第2順位 市民の日常生活に関連する私企業等で、市内に事業所等を有するもの
 - (3) 第3順位 その他広告として広告媒体に掲載することが適当であると市長が認めるもの

(広告の掲載位置、件数、掲載料等)

第5条 広告の掲載位置、件数、掲載料その他必要な事項は、広告媒体ごとに市長 が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

- 第6条 市長は、広報きたもと等により広告掲載希望者を募集する。 (広告掲載の申込み)
- 第7条 広告掲載希望者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(様式第 1号)に必要事項を記入し、履歴事項全部証明書の写し又は開業届の写し又は営 業届出済証明書若しくは許可書の写し(営業に係る許可が必要な業種のみ)及び

事業の概要を示す資料並びに掲載しようとする広告の原稿を添えて、指定期日までに市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

- 第8条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込み(以下「掲載申込み」という。) が提出されたときは、第3条の規定により、その掲載の可否を決定するものとする。
- 2 掲載申込みが募集件数に満たない場合で、申込者が2以上の広告掲載件数を希望するときは、これを認めるものとする。
- 3 掲載申込みが募集件数を超えたときは、抽選により決定するものとする。
- 4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に広告掲載決定 通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 5 広告掲載決定通知書を受けた申込者の中で、広告掲載が可能なものは、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿を提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、市の指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、 市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(申込者の責任等)

- 第10条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。
- 2 版下原稿の作成経費は、申込者の負担とする。

(広告掲載の取消し)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消す ことができる。
 - (1) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき
 - (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
 - (3) 掲載する広告が発行上支障となるとき

(広告掲載料の環付)

第12条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市長は、広告掲載を決定した後に申込者の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告媒体に掲載する広告掲載の取扱いに 関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年10月3日から施行する。

附則

- この要綱は、平成26年12月18日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年7月21日から施行する。